

ふるさと納税の返礼品に係る自主点検結果を公表します

須坂市におけるふるさと納税の返礼品の不適切な取扱いが発覚したことを踏まえ、全市町村に対して依頼した自主点検の結果は、以下のとおりです。

1 自主点検の概要

- (1) 調査期間 令和7年3月18日(火) から 4月11日(金) まで
- (2) 調査対象 県内全市町村
- (3) 調査内容
 - ・他県産の混在の有無
 - ・返礼品として総務省に申請して確認を受けている内容と実態が異なっていないか（近隣市町村産の混在等）
 - ・契約書等に必要な条項が規定されているか など
- (4) 調査方法 全市町村に対するアンケート

2 点検結果の概要（須坂市を除く）

点検の結果、他県産の混在はありませんでしたが、返礼品について、総務省への申請と実態が異なる状態となっていたもの（複数市町村の産品が同一の経路で流通することにより混在の可能性があったもの等）が、新たに6市町村で確認されました。

確認された6市町村においては、不適切な状態が発覚後、直ちに当該返礼品に係る寄附募集を停止した上で、総務省に対する報告等、必要な措置を講じております。

(1) 他県産の混在

該当市町村なし

(2) 返礼品として総務省に申請して確認を受けているものと実態が異なっていたもの

ア 当該市町村のみで生産されたもの（告示第5条第1号）として申請していたが、近隣市町村で生産された農産物も混在する可能性があったもの

市町村名	品目数	返礼品の種類
長野市	11	米
上田市	9	りんご、アスパラガス
小諸市	10	桃、りんご、ブルーベリー
南木曽町	1	米
小布施町	21	ぶどう（シャインマスカット、巨峰、ナガノパープルなど）
高山村	1	シャインマスカット

イ 当該市町村で製造したもの（告示第 5 条第 3 号）として申請したが、近隣市町村の生産工場で製造していたもの

市町村名	品目数	返礼品の種類
長野市	9	ジャム、ジェラート、納豆

(3) 契約書等に必要な条項が盛り込まれていなかったもの

事業者	利用市町村数	うち契約書等に必要な条項の記載がない団体
中間事業者	50	12
返礼品取扱事業者	73	30

※告示第 2 条第 3 号に規定する契約書に必要な条項の内容

- (ア) 食品産地名の適正表示に関する規定
- (イ) 必要と認めるときは実地を含む調査を可能とすること及び事業者が調査に応じる義務を有することの規定
- (ウ) 地場産品基準等に関して遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務の規定
- (エ) 産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応、契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定

3 点検結果を踏まえた対応

(1) 県の対応

- ・市町村に調査結果を共有し、再発防止を要請（4 月 18 日(金) 実施済）
 - 今回の調査で判明した事案（上記 2）の概要を共有
 - 中間事業者及び返礼品取扱事業者との契約等の見直しを依頼
- ・2(1)、(2)の事案の総務省への報告（4 月 23 日(水)及び 24 日(木) 実施済）

(2) 6 市町村の対応

- ・当該返礼品については、不適切な状態が発覚後、寄附募集を直ちに停止
 - ・上記 2(1)、(2)の返礼品の寄附者への対応は各市町村で検討中
- なお、当該返礼品に使用されている産品については、新たに、生産・流通の実態に合致する地場産品基準で総務省に対して申請する予定
- ※ 総務省において新たな申請の確認がなされれば、当該返礼品の品目に係る寄附募集及び発送が可能

4 その他

点検結果の詳細は、別紙「ふるさと納税制度 自主点検結果」のとおり

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合 5 か年計画推進中]

(問合せ先)
担 当 企画振興部市町村課税制係
石澤、小川、内川、太田
電 話 026-235-7068 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2116
F A X 026-232-2557
E-mail s-zeisei@pref.nagano.lg.jp